

(6) 料金請求時における料金の透明化の促進 (1 / 2)

課題

- 全国LPガス協会策定の「LPガス販売指針」には、請求書等に基本料金・従量料金及び設備貸付料などの内訳を明記するよう記載している。
- 消費者団体(※)が91社318枚の請求書を集計したところ、**基本料金と従量料金を分けて請求している事業者は約20%**にとどまっているとの結果が出ている。

(※) 一昨年、消費者支援ネット北海道、北海道消費者協会、北海道生活協同組合連合会が実施

LPガスWG報告を踏まえた具体的な措置①

- ① **液石法省令第16条(販売の方法の基準)を改正**(十五の二を追加)し、一般消費者等に料金を請求するときは、その算定根拠を通知することを義務付け

(販売の方法の基準)

第16条 法第16条第2項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

十五の二 一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となるものを請求するときは、その料金その他の一般消費者等の負担となるものの**算定根拠を通知**すること。

(参考) 液石法

(基準適合義務等)

第16条 (略)

- 2 液化石油ガス販売事業者は、**経済産業省令で定める基準に従って液化石油ガスの販売**(販売に係る貯蔵を含む。次項、第20条第1項、第21条第1項及び第87条第2項において同じ。) **をしなければならない**。
- 3 経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた**液化石油ガス販売事業者の貯蔵施設又は販売の方法**が第1項の経済産業省令で定める技術上の基準又は**前項の経済産業省令で定める基準に適合していないと認めるときは**、その技術上の基準に適合するように貯蔵施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又は**その基準に従って液化石油ガスの販売をすべきことを命ずることが**できる。

(注) **上記第2項に違反した者は罰金**に処されることがある(液石法第100条)。また、**液石法に基づく罰金に処せられたり、上記第3項の命令に従わない者は販売事業の登録取消し又は停止**を命ぜられ(液石法第26条)、さらに**登録取消し又は事業停止の命令に従わない者は懲役・罰金**に処されることがある(液石法第96条の2)。

(6) 料金請求時における料金の透明化の促進 (2 / 2)

LPガスWG報告を踏まえた具体的な措置②

- ② 液石法省令第16条（販売の方法の基準）を改正を受けて、**運用・解釈通達を改正**し、一般消費者等への料金算定根拠の通知は、液石法第14条書面に記載されている「**算定の根拠となる項目**」ごとの金額やLPガスの使用量等を記載することとし、原則として書面で通知する必要があることなどを明示。

<第16条（販売の方法の基準）関係>

- 第15号の2に基づき、一般消費者等に液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となるものを請求するときには、その算定根拠を当該一般消費者等に通知することとされているが、ここでいう**算定根拠**には、法第14条に基づき当該一般消費者等に交付した書面に記載されている規則第13条第5号に定める「**算定の基礎となる項目**」ごとの金額及び液化石油ガスの**使用量**並びに同条第8号に定める**消費設備に係る費用の額を記載**すること。
- 一般消費者等に対する算定根拠の通知は、当該一般消費者等に液化石油ガスの供給に係る**料金等を請求すること**に通知する必要がある。
- また、一般消費者等に算定根拠を通知する方法については、原則として請求書等の書面に記載して通知することとするが、一般消費者等が書面以外の方法により通知することを承諾した場合には、当該承諾した方法（口頭による通知は除く）により通知することとする。なお、一般消費者等が書面以外の方法により通知することを承諾した場合には、液化石油ガス販売事業者は、その旨を記載した書面に当該一般消費者等の認印を貰う等、客観的に認識できる方法により確認を行うことが必要である。